

独立行政法人海技教育機構役員報酬規程

平成18年4月1日
海技教育機構規程第27号

最終改正 令和7年1月8日海技教育機構規程第13号

(総則)

第1条 独立行政法人海技教育機構の役員に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当とする。

(報酬の支払方法)

第3条 役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(俸給)

第4条 常勤役員の俸給は月額とし、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理事長 979,000円

(2) 理事 716,000円から772,000円までの範囲内で理事長が決定する額

(3) 監事 683,000円

(地域手当)

第5条 地域手当は、独立行政法人海技教育機構職員給与規程（平成28年規程第41号。以下「職員給与規程」という。）第22条の規定に準じて支給する。

2 地域手当の月額は、俸給に100分の16を乗じて得た額とする。

3 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請により退職をし、かつ、引き続き常勤役員となった場合には、職員給与規程第22条第4項の規定を準用する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第25条第1項各号に規定する職員に対する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、職員給与規程第25条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請により退職をし、か

つ、引き続き常勤役員となった場合で、常勤役員となった日の直前の住居から通勤のために新幹線鉄道等を利用していることが、通勤事情の改善に相当程度資するものと認めた常勤役員は、その利用に係る特別料金等については、職員給与規程第25条第4項の規定を準用する。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給等に関し必要な事項は、職員給与規程を準用する。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、職員給与規程第26条の規定に準じて常勤役員に対して支給する。

2 単身赴任手当の月額、職員給与規程第26条第4項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程を準用する。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当は月額とし、次に掲げる額を支給する。

監事 250,000円

(俸給等及び単身赴任手当並びに通勤手当の支給日)

第9条 常勤役員の俸給及び地域手当並びに非常勤役員手当(以下「俸給等」という。)及び単身赴任手当の支給日は、毎月16日とし、その月の初日から末日までの期間の月の月額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1) 16日が日曜日に当たるとき 17日(17日が休日に当たるときは、18日)

(2) 16日が土曜日に当たるとき 15日

(3) 16日が休日に当たるとき 17日

2 通勤手当の支給日は、職員給与規程第25条第2項に規定する支給単位期間等に係る最初の月の前項各号の支給日とする。

(新任の月の俸給等支給額)

第10条 新任の役員には、その日から俸給等を支給する。

(退任の月の俸給等支給額)

第11条 役員が退任した場合には、その日までの俸給等を支給する。ただし、任期満了によって離職した場合、又は死亡した場合には、その月分の俸給等を支給する。

(俸給等の日割計算)

第12条 前2条の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外の場合の俸給等の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(期末手当及び勤勉手当)

第13条 期末手当及び勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。この場

合、基準日前1箇月以内に退職（任命権者又はその委任を受けた者の要請により常勤役員を退職し、かつ、引き続き国家公務員となった者を除く。）し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。）において、当該常勤役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額（以下この条において「基礎額」という。）に100分の66.25を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

- 3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において、基礎額に、当該常勤役員の勤務実績及び国土交通大臣が行う業績評価の結果を勘案し、別に定める割合を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、常勤役員の基礎額の合計額に100分の106.25を乗じて得た額を超えてはならない。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の15
15 日以上 1 箇月未満	100分の10
15 日未満	100分の5
零	零

- 4 国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請により退職をし、かつ、引き続き常勤役員になった場合に、基準日前6箇月における国家公務員

としての在職期間を、前2項に規定する常勤役員としての在職期間に通算する。

5 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

6 前各項までに規定するもののほか、期末手当及び勤勉手当の一時差止処分その他期末手当及び勤勉手当の支給に必要な事項は職員給与規程を準用する。
(端数の処理)

第14条 報酬の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、その報酬の種類ごとにこれを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日より実施する。

附 則 (平成21年6月3日海技教育機構規程第1号)

(適用期日)

この規程は、平成21年5月29日から適用する。

附 則 (平成21年12月3日海技教育機構規程第5号)

(適用期日)

この規程は、平成21年12月1日より適用する。

附 則 (平成22年海技教育機構規程第5号)

(施行期日)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年海技教育機構規程第4号)

この規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則 (平成27年海技教育機構規程第6号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年2月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年海技教育機構規程第15号)

この規程は、平成28年2月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年海技教育機構規程第75号)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備

に関する法律（平成27年法律第48号）の施行に伴い、廃止された独立行政法人航海訓練所（以下「旧航海訓練所」という。）の常勤役員から引き続き機構の常勤役員となった者の在職期間は、その者の旧航海訓練所の常勤役員としての在職期間を機構の常勤役員としての在職期間とみなし、平成28年6月に支給される期末手当及び勤勉手当は、第13条の規定にかかわらず別に定めるところによる。

附 則（平成28年海技教育機構規程第106号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年11月30日から施行する。

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第13条第3号の適用については、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

附 則（平成29年海技教育機構規程第17号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成29年12月26日から施行し、改正後の独立行政法人海技教育機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人海技教育機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年海技教育機構規程第28号）

（施行期日等）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年海技教育機構規程第20号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成30年12月14日から施行し、改正後の独立行政法人海技教育機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第13条第2項及び同条第3項の適用については、第13条第2項中「100分の70」とあるのは「100分の77.5」と、同条第3項中「100分の97.5」とあるのは「100分の100」とする。

（報酬の内払）

第3条 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人海技教育機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（令和元年海技教育機構規程第7号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和元年11月26日から施行する。

（令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第13条第3項の適用については、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」とする。

附 則（令和2年海技教育機構規程第15号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和2年11月30日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和2年12月に支給する期末手当に関する第13条第2項の適用については、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

附 則（令和4年海技教育機構規程第4号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和4年5月24日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の独立行政法人海技教育機構役員報酬規程第13条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる役職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 常勤役員 67.5分の10

(2) 独立行政法人海技教育機構職員給与規程第41条第1項に規定する職員
127.5分の15

第3条 基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（令和4年海技教育機構規程23号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和4年11月30日から施行する。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第13条第3項の適用については、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（令和5年海技教育機構規程第45号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年11月28日から施行する。

2 改正後の独立行政法人海技教育機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、第13条第2項及び同条第3項の規定は令和5年12月1日から適用する。

(令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和5年12月に支給する勤勉手当及び勤勉手当に関する第13条第2項、同条第3項の適用については、第13条第2項中「100分の65」とあるのは「100分の67.5」と、第13条第3項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。

(報酬の内払い)

第3条 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人海技教育機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払いとみなす。

附 則 (令和6年海技教育機構規程第13号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和7年1月8日から施行する。

2 改正後の独立行政法人海技教育機構役員報酬規程(以下「改正後の役員報酬規程」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、第13条第2項及び同条第3項の規定は令和6年12月1日から適用する。

(令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和6年12月に支給する勤勉手当及び勤勉手当に関する第13条第2項、同条第3項の適用については、第13条第2項中「100分の66.25」とあるのは「100分の67.5」と、第13条第3項中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」とする。

(報酬の内払い)

第3条 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人海技教育機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払いとみなす。